

未来投資戦略 2018 等を踏まえた
国有林の民間活力導入について

平成30年7月

林野庁

未来投資戦略 2018 等における国有林に関する記述の抜粋

未来投資戦略 2018 — 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—

(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

第 1 基本的視座と重点施策

3. Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(3) 「行政」「インフラ」関連プロジェクト

▶PPP/PFI 手法の導入加速

国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するとともに、空港、上下水道、道路、文教施設、港湾などの重点分野のコンセッションの取組を強化する。

第 2 具体的施策

I. Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

3. PPP/PFI 手法の導入加速

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) コンセッション重点分野の取組強化等

林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて PFI 法についても所要の措置を講ずる。

経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

2. 生産性革命の実現と拡大

(3) Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

④ 「行政」「インフラ」関連プロジェクト

国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するなど、PPP/PFI 手法の導入加速を図る。

規制改革実施計画 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

II 分野別実施事項

2. 農林分野

(6) 林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革

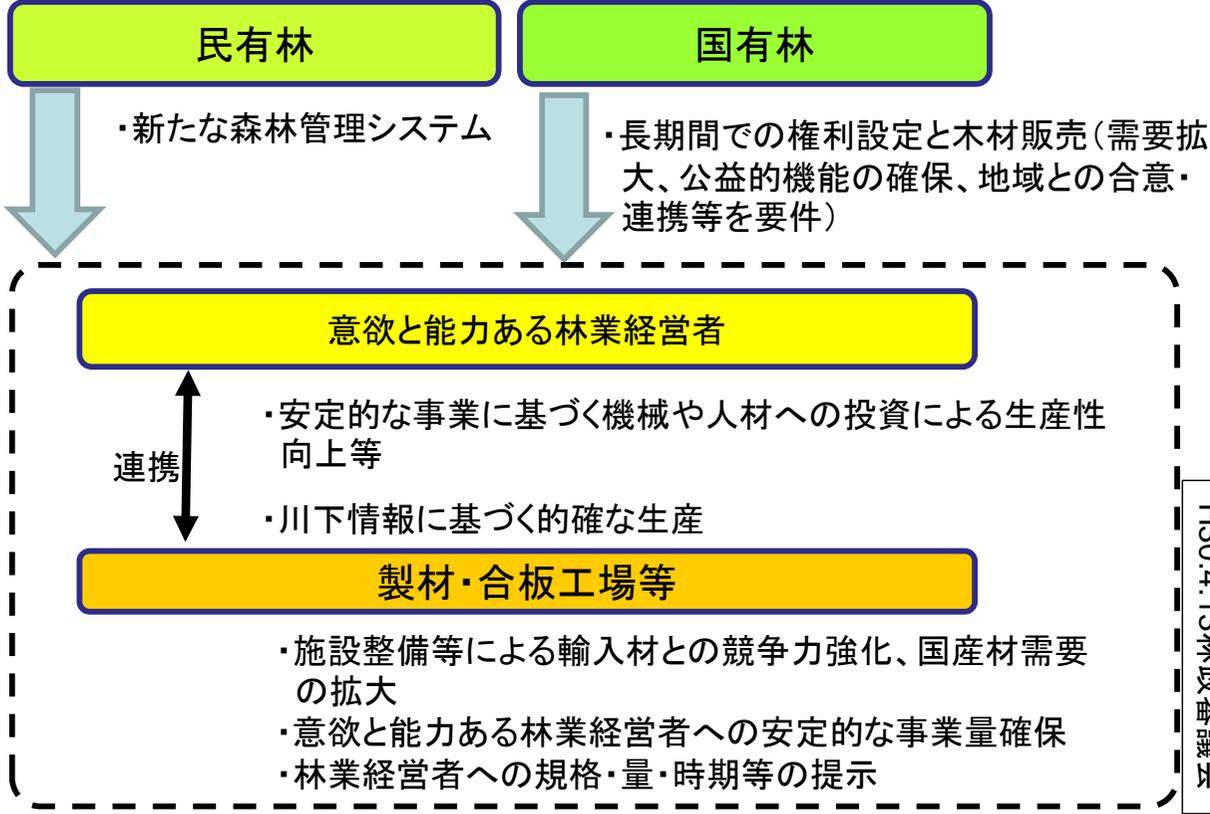
| No | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|----|--------------------------|--|---------------|-----------------|
| 10 | 林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革 | b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）についても所要の措置を講ずる。 | b: 平成 30 年度措置 | b: 内閣府 農林水産省 |

「新たな森林管理システム」の定着を後押しする国有林における民間活力の導入

○ 意欲と能力のある林業経営者の育成を通じて、民有林における「新たな森林管理システム」の定着を後押しするため、民間事業者が新たな木材需要の拡大（製材・合板工場等の整備による輸入材との競争力強化等）や生産性の向上等を図りながら、これまでにない長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うスキームの導入を検討。

○ 国有林における新たな民間活力の導入イメージ

- ・ 意欲と能力のある林業経営者が、安定的に木材の供給先を確保し、機械や人材の投資により経営力を強化していくためには、木材を長期間・安定的に集荷する製材・合板工場等の需要先の存在と、更なる需要拡大が不可欠
- ・ 民間事業者が製材・合板工場等の整備による新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行いつつ、国有林の一定の区域において継続的に使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるような仕組みを検討



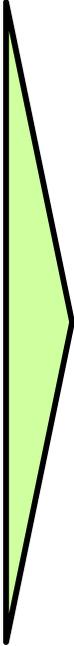
国有林野事業における木材の販売に係る提案募集について

これまでにない長期・大ロットで民間事業者が立木の伐採・販売を行う提案の内容と課題

- 「未来投資戦略2017」に基づき、平成29年8月9日から民間事業者等からの改善提案の公募を開始
- 平成29年10月10日の締め切りまでに42の提案が提出
- ヒアリングを実施した上で、提案の取りまとめと課題の整理を行い、平成29年12月26日に公表

ω

- 提案者は、川上の森林組合や丸太生産業者、川中の木材流通業者や商社、川下の木材加工業者、金融機関等と幅広い業態であり、売上高の規模も多様
- 提案者からは、長期・大ロットの立木の伐採・販売に必要な権利取得や立木購入などのほか、木材の伐採・販売に関連する制度運用の改善など、多岐にわたる提案が提出



| 評 価 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 現行より有利な立木資産の売却や地域における林業の成長産業化に貢献する可能性 (下記のような課題の解決が必要) |
| 課 題 |
| <p>① 政策的な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>国有林としての公益的機能の確保</u> (森林計画制度との整合) <u>需要拡大や有利な立木資産の売却を実現する仕組み</u> <u>地域における公平・公正な事業運営の仕組み</u> <p>② 制度的な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>立木の伐採・販売に必要な権利付与の方法</u> (公物管理との整合、支払の方法) |

○ 伐採の方法や量など国有林としての公益的機能の確保、民有林も含めた木材の生産・加工・流通への影響を生じさせないために必要な需要の拡大、木材の供給調整機能等の地域における公平・公正性の担保など政策的課題に応えつつ、民間事業者が国有林において一定の使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるスキームを、「農林水産業・地域の活力創造プラン」における新たな森林管理システムの定着や木材の生産流通構造改革の推進に資するよう、内閣府等と連携して、現行制度等の検証・検討作業を進めている。